

1. よろず支援拠点設置について

- ◆平成24年11月から、全国各地の商工会・商工会議所等に加え、税理士や地域の金融機関等を認定支援機関として認定し、支援の担い手の裾野の拡充、支援能力の向上等に取り組んでいるところ。さらに、平成25年9月以降、支援機関等同士が連携して、事業者支援を行うための連携体（地域プラットフォーム）の形成を促進してきているところ。
- ◆各支援機関（地域プラットフォーム等を含む）の支援レベル・質・専門分野、活動内容等には機関ごと地域ごとにバラツキがあるなど課題も存在。他方、一部の機関では魅力的な支援体制を構築し、全国から注目されている事例も存在。
例：富士市産業支援センターf-Biz（売り上げ拡大等に向けた解決策の提示・継続支援で成果を挙げているモデル）
板橋区立企業活性化センター（他機関等が対応しない経営改善案件を丁寧に解決していくモデル） など
- ◆また、小規模企業振興基本法等小規模事業者支援の充実を目指す中でも、支援体制の強化に取り組むことは急務。
- ◆このような中、地域の支援体制を強化するため、平成26年度から、地域の支援機関と連携しながら様々な経営相談に対応する「よろず支援拠点」を各都道府県に整備する。また、拠点の能力向上、活動支援、評価、拠点間連携等を図るための全国本部（中小企業基盤整備機構）を設置する。

2. よろず支援拠点の具体的業務

① 総合的・先進的 アドバイス	商工会議所・商工会、認定支援機関等の支援機関では十分に解決できない経営相談に応じ、中小企業・小規模事業者の課題を分析し、一定の解決策を提示。フォローアップも実施。 （具体的支援のイメージ例） ①売上拡大に係る支援（企業の強みを分析し、新たな顧客獲得等につなげるアドバイス、首都圏・海外等への進出支援等） ②他の機関が対応しない再生・経営改善案件への丁寧な対応 ③企業経験等を活かした現場改善（生産性向上）に係るアドバイス 等
② 支援チーム等 編成支援	中小企業・小規模事業者の課題に応じた適切な支援チームの編成を支援（チーム編成、支援、フォローアップを実施）。支援チーム編成のため、複数の支援機関、公的機関、企業OB等の「支援専門家」や、大学、大企業等の事業連携の相手先等と調整を実施。 （具体的支援のイメージ例） ①中小企業が抱える複数の経営課題（会計書類の未整備、売上低迷、資金繰り悪化等）に対し、適切な支援ができる支援機関・専門家（税理士、診断士、金融機関、企業OB等）による支援チーム編成を主導 ②課題解決に具体的なリソースを提供する大企業、大学、病院等とのビジネスベースでの連携を支援
③ ワンストップ サービス	支援機関等との接点が無く相談先に悩む中小企業・小規模事業者の相談窓口として、広く相談に応じる。①と②による支援を実施する他、相談内容に応じて、支援機関・専門家を紹介する等、適切な支援が可能な者につなぐ。 ※上記を円滑に実施するため、拠点は専門家リストも含め、国・自治体・公的支援機関等の支援策を熟知することが必要。

3. 支援体制のイメージ図

